

地震防災応急計画  
＜高齢者施設＞

社会福祉法人愛知育児院

# 地震防災応急計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、大規模地震対策特別措置法第7条に基づき、南山の郷関連施設(以下「施設」という。)における地震防災について必要な事項を定め、もって大規模地震による災害から、施設利用者・職員等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。尚、地震防災対策は、施設利用者・職員等の生命の安全確保を第一義として実施する。

### (適用範囲)

第2条 この地震防災応急計画は、施設利用者・職員その他施設に出入りするすべての者に適用する。

2 この計画は、主として平常時における地震防災対策、警戒宣言発令があった場合の地震防災応急対策、地震発生後の地震災害応急対策から構成する。

## 第2章 平常時における対策

### (非常災害対策委員会の設置等)

第3条 地震防災業務の適切な実施を図るため、地震防災上の基本的な事項を審議する非常災害対策委員会【別紙1】(以下「委員会」という。)を置く。

2 地震防災対策の責任者は施設長及び副施設長とし、委員会の運営については委員長・副委員長を置く。

3 委員会に、地震災害予防の措置を実施する点検班、備蓄班、教育班、訓練班を置く。委員長は、各班の班長を定め、班長と担当者は委員会の委員となる。

4 委員会の任務及び審議事項は、次に定めるところによる。

- (1)地震防災応急計画の策定及び改正に関すること。
- (2)防災関係諸規程等の整備に関すること。
- (3)地震防災活動隊の編成及び活動に関すること。
- (4)施設の立地条件の確認に関すること。
- (5)建物及び設備の耐震化並びに設備・備品の安全対策に関すること。
- (6)食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備に関すること。
- (7)地震防災教育及び行動基準【別紙2】に関すること。
- (8)防災訓練、避難地及び避難経路の指定等の避難誘導に関すること。
- (9)その他地震防災について必要な事項に関すること。

5 委員会は、定例会と臨時会の2種とし、定例会は2ヶ月ごとに1回開催・する。ただし、臨時開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

### (点検)

第4条 点検班は、地震災害及び二次災害を防止するため、施設の安全確認、設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、火器使用設備器具・危険物等の安全点検及び消防設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

### (備蓄)

第5条 備蓄班は、【別紙3】に示す食料、飲料水、介護用品、医薬品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備を行うとともに、これの点検を定期的に行うものとする。

### (地震防災教育)

第6条 教育班は、地震防災についての職員及び利用者の関心と理解を高めるため、地震防災教育を行う。

2 地震防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1)地震及び地震災害についての基礎的な知識
- (2)警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3)地震防災応急計画の周知徹底
- (4)警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合に職員及び利用者等が具体的に取るべき行動
- (5)その他地震防災について必要な事項

#### (地震防災訓練)

第7条 訓練班は、警戒宣言発令後の地震防災応急対策及び地震発生後の地震災害応急対策の円滑な遂行を図るため地震防災訓練を計画的に行うものとする。

2 地震防災訓練は、職員及び利用者等が参加して、情報の伝達、消火、救護、安全指導等を連携して行うものとする。なお、必要に応じて地域の防災組織との連携、消防機関等の指導を要請するものとする。

#### (施設の安全対策)

第8条 建築物の安全性について、必要に応じて専門家による耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

- 2 耐震診断の結果、補強を要する施設・箇所は計画的に整備していくこととし、仮補強工事の施行や危険箇所の利用を一時控える等当面の応急対策を講ずる。
- 3 入所施設等で自力移動が全くできない場合の対策は、特に耐震化、不燃化に配慮し、安全を確保するように努める。
- 4 机・ロッカー、書棚等は、地震動による転倒、移動、落下等の二次的被害を予防するため、取付け部分の補強等の措置を講ずる。

#### (緊急物資の備蓄)

第9条 災害時用として備蓄する食料品、医薬品・衛生材料等の量目については、次のとおりとする。

(1)食料品 次の量を確保する(1日2食分)

- |        |           |
|--------|-----------|
| ア 利用者用 | 200人分を7日分 |
| イ 職員用  | 70人分を7日分  |
| ウ 地域住民 | 30人分を7日分  |

注1 備蓄食料の内容は、調理が不要なもの、利用者の身体的特性に応じた食料品の選定を施設で事前に検討し、備蓄しておく。

(2)医薬品及び衛生材料 入所者200人分の最低7日分を確保する。

注2 利用者の中には、常時投薬が必要な慢性疾患を有している人が多い。特に投薬が途切れると生命に関わるような疾病、投薬をしなければ症状のコントロールができないと見込まれる場合は、施設において常に最低5日分の医薬品を確保しておくように心掛ける。

(3)日用品 必要最小限度のものとする。

(4)飲料水については、一人一日3リットルを目安に、7日分を各施設で備蓄または確

- 保対策(災害用井戸等)を講じておく。
- (5) 電気については、自家発電装置及び携帯用発電機等の準備を行う。
  - (6) ガスについて、代替燃料を確保する。

注3 その他の生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水等の自然水利の利用等、施設の立地条件を確認して断水時に使える水源を検討する。

### 第3章 地震防災応急対策

#### (地震防災活動隊の編成)

第10条 警戒宣言発令時、地震防災業務の適切な実施を図るため、地震防災応急対策及び地震災害応急対策を遂行する地震防災活動隊【別紙4】(以下「活動隊」という。)を置く。

- 2 活動隊は、隊長、副隊長、情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班から構成する。
- 3 活動隊の隊長は施設長とする。隊長は副隊長及び各班の班長を定めておく。

#### (隊長及び副隊長の職務)

第11条 隊長は、地震防災応急対策及び地震災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長の不在もしくは隊長に事故あるときは、副隊長がその職務を行う。

#### (地震防災活動隊の班長)

第12条 地震防災隊の各班に班長を置く。

- 2 班長は、隊長が任命する。
- 3 班長は、担当隊員を指揮命令する。

#### (注意情報発表時の伝達)

第13条 注意情報の情報を入手した者は、速やかに情報班に報告し、隊長の報告しなければならない。

- 2 隊長は、隊員に正確な情報の入手に努めさせ、注意情報の発表を確認した場合は、直ちに地震防災活動隊を立ち上げ、【別紙5】の地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。
- 3 情報班は、隊長の指示を受け施設内放送により、注意情報の内容を利用者、職員等に周知する。
- 4 情報班が用いる放送文は、混乱防止に十分配慮し、【別紙6】に定める要領で行うものとする。

#### (注意情報発表時の利用者等への対応)

第14条 設備の転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡しの方法の確認などの準備的措置を実施する。

#### (隊員の緊急動員)

第15条 隊員は、勤務時間外において注意情報の発表を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに出勤しなければならない。

- 2 休日又は夜間において注意情報の発表がされた場合で時間的余裕がないときは、出勤してきた隊員及び当直員等で、【別表7】による緊急活動を行うものとする。

#### (警戒宣言発令時の伝達)

第16条 警戒宣言発令等の情報を入手した者は、速やかに情報班に報告し隊長に報告するとともに、市区町村警戒本部・消防署・警察署等と連絡を取り、正確な情報の入手に務める。

2 情報班は、隊長の指示のもとに、職員緊急連絡網の定めるところにより、職員等に警戒宣言の発令及び隊長の指示を連絡する。

3 情報班は、隊長の指示を受け、放送等により警戒宣言の内容を利用者、職員等に周知させる。

4 情報班が用いる放送文は、【別紙6】に定める要領で行うものとし、地区周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況など、利用者等の不安解消に必要な情報の伝達を行うものとする。

#### (地震防災活動隊の応急活動)

第17条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災活動隊の各班は任務分担に応じ、【別紙8】の地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

#### (消火活動の準備)

第18条 消火班は、警戒宣言が発令された場合には、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等発火防止のための措置をとるものとする。

#### (救護活動の準備)

第19条 救護班は、警戒宣言が発令された場合には、救急医薬品を確保、緊急救護所の設置を行うものとする。

#### (応急物資の確保)

第20条 応急物資班は、警戒宣言が発令された場合には、食料、飲料水、応急復旧資機材を確保するとともに、必要に応じて搬出を行うものとする。

#### (安全指導)

第21条 安全指導班は、警戒宣言が発令された場合には、設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うものとする。

#### (警戒宣言発令時の入所者等への対応)

第22条 警戒宣言が発令されたときは、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しを実施する。

#### (エレベーター及び車両規制)

第23条 警戒宣言が発令されたときは、エレベーターの運行を停止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、警戒宣言発令後、短時間に限り使用することができる。

2 エレベーターの運行停止(電源を遮断する。)に当たっては、機内に取り残された者がいないか十分確認のうえ措置するものとする。

3 避難、消火活動等を円滑に実施するため、警戒宣言が発令されたときは、駐車中の車両の整理のほか、外部から駐車場に進入する車両についても取り締まるものとする。

#### (利用者等の避難誘導等)

第24条 隊長は、警戒宣言が発令されたとき、必要に応じて安全誘導班に利用者等の避難誘導の準備をさせる。

2 隊長は、避難誘導の準備が完了した旨の報告を受けたのち、安全誘導班に利用者等を施設外に誘導するよう指示する。

## 第4章 地震災害応急対策

#### (地震発生後の情報の収集、伝達等)

- 第25条 情報班は、地震が発生したときは、地震に関する情報及び被害状況等の情報の内容を、市区町村警戒本部・消防署・警察署等と連絡を取り、正確な情報の入手に務め、隊長に報告するとともに、速やかに施設内放送を通じて情報を伝達する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝達する。
- 2 地震発生時の情報伝達は、建物内の被害状況を伝えるとともに、周辺地域の被害状況についても、伝達するものとする
- 3 職員は施設以外にいて、震度6強以上の地震が発生した場合には、連絡不可能な場合でも、支障がなければ直ちに施設に参集するものとする。

#### (消火)

- 第26条 消火班は、地震発生後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認等を行い、発火の防止に万全を期するとともに、発火の際には消火に努める。
- 2 施設設備の破壊状況を調査し、隊長に報告する。

#### (救護)

- 第27条 救護班は、負傷者の救出、応急手当及び病院等への移送を行うものとする。
- 2 家族等に利用者の状況を報告する。

#### (地震発生後の安全指導)

- 第28条 安全指導班は、地震発生後直ちに利用者等の安全確認を行うとともに、施設設備の破損状況を調査し、隊長に報告するものとする。また、隊長の指示に従い利用者に現在の状況を報告し、不必要な不安動揺をあたえないようにするものとする。
- 2 隊長は、施設の破損状況、市区町村警察本部又は市区町村災害対策本部からの情報等から判断して、安全指導班を指示し必要に応じて利用者等を避難場所に避難させるものとする。
- 3 利用者の家族等への引継ぎは、家族が直接施設又は避難場所へ引取りに来た場合のみ行う。

#### (炊き出し)

- 第29条 応急物資班は、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、炊き出し、飲料水の提供等を行うものとする。

#### (地域住民との協力)

- 第30条 地震防災訓練、地震防災応急対策及び地震災害応急対策の実施については、地域住民、防災関係機関、利用者の家族等と十分連携をとり、行うものとする。
- 2 支援及び介護を必要とする地域住民に対しては、施設利用者と同様に優先的に避難に協力し、支援及び介護に当たる。

## 第5章 訓練、教育及び広報

#### (地震防災訓練)

- 第31条 地震被害を最小限にとどめるため、技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。
- (1) 個別訓練 情報の収集及び伝達、初期消火、救出救護など班別の訓練を年1回以上実施する。
- (2) 総合訓練 個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

#### (地震防災に対する教育及び広報)

- 第32条 職員、利用者等に対する地震防災に関する教育及び広報の内容は、次に

よるものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容
  - (2) 予想される地震及び津波に関する知識
  - (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
  - (4) 職員等が果たすべき役割
  - (5) 正確な情報入手の方法
  - (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - (7) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 2 利用者及び家族に対しては、チラシ、ポスター、施設内放送などの広報によって、注意情報及び警戒宣言から地震発生までの施設が措置する警戒体制及び有事の体制について、徹底を図るものとする。

この計画は平成24年8月1日より施行する。

## 非常災害対策委員会

班名及び担当者 (◎は担当部門)	主な役割
委員長  副委員長	<p>地震防災業務の適切な実施を図るため、地震防災上の基本的な事項を審議する。 定例会:年6回(偶数月)、及び臨時会</p> <p>(検討事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.地震防災応急計画の策定及び改正に関する事</li> <li>2.地震防災活動隊の編成及び活動に関する事</li> <li>3.施設の立地条件の確認に関する事</li> <li>4.施設の耐震化及び設備、備品の安全対策に関する事</li> <li>5.食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備に関する事</li> <li>6.地震防災教育及び行動規準に関する事</li> <li>7.避難地及び避難経路の指定等の避難誘導に関する事</li> <li>8.その他地震防災について必要な事項に関する事</li> </ol>
教育班  事務 ◎生活相談員 居宅支援事業所	<p>地震防災についての職員及び利用者などの関心と理解を高めるため、地震防災教育を年2回(9・3月)行う。</p> <p>(地域班 兼任・・・地域住民や近隣の社会福祉施設との相互関係づくりやボランティア受け入れ体制の整備・確認を行う。)</p>
訓練班  ◎特養介護職員 デイ介護職員 みなみやま	<p>地震発生後の地震災害応急対策の円滑な遂行を図るため、地震防災訓練を年2回(9・3月)行う。</p>
備蓄班  事務 特養看護 ◎栄養士・厨房	<p>食料、飲料水、介護用品、医薬品などの備蓄及び応急復旧用資機材などの整備を行うとともに、これらの点検を年2回(9・8月)行う。</p>
点検班 ◎事務 特養介護職員 デイ介護職員 みなみやま	<p>地震災害及び二次災害を防止するため、施設の安全確認、設備・備品などの落下・転倒などの防止措置、火気使用設備器具・危険物などの安全点検及び消防用設備の作動確認などを偶数月に消防設備点検と合わせて行う。</p>



## 地震発生時の行動規準

1. まず我が身と周囲の人の安全を図れ  
丈夫な机やテーブル等の下に隠れましょう。座布団等があれば頭部を保します。
2. 逃げ道の確保を  
建物が歪み、ドアが開かなくなると閉じ込められてしまいます。グラっときたらドアなどを開け出口の確保を。
3. すばやく火の始末  
揺れを感じた時には大小関係なく、すぐに火の始末をする習慣をつけましょう。  
「大きな地震じゃないから、消さなくていいや」と、勝手に判断してはいけません。
4. 火が出たらまず消火  
万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切です。声を掛け合い、皆で協力して消火に努めます。
5. 慌てて戸外に飛び出すな  
慌てて外の飛び出さないようにしましょう。周囲の状況を良く確かめ落ち着いて行動しましょう。
6. 狭い路地、塀ぎわ、川べりに近寄らない。  
狭い路地や塀ぎわは、かわら等が落下してきたり、ブロックが倒れてきたりするので遠ざかりましょう。ブロック塀等は、水平の揺れに弱く、ひびが入ると簡単に倒れます。
7. 避難は徒歩で持ち物は最小限に  
避難する時は必ず徒歩で避難しましょう。自動車による避難は交通混乱を招きます。なるべく両手を使える状態にして、避難する時に敏速な行動が出来るようにしましょう。
8. 協力し合って応急避難  
安全を確認したら、近所に声をかけます。怪我人や病人がいる場合は、協力し合って救護・救助活動します。
9. 正しい情報をつかみ、余震を恐れるな  
地震後は、NHK や民間放送が地震情報、津波情報、被害情報、救助活動等について放送しますので、テレビやラジオ等でこれを聞き、デマに惑わされないようにしましょう。  
市町村、消防署、警察署等からも、デマ打ち消しの広報をしていますので、注意して聞いてください。
10. 秩序を守り、衛生に注意  
身勝手な行動をとらず、秩序を守りましょう。  
伝染病などの発生の恐れがありますので、衛生には十分注意しましょう。

※職員は施設外にいて、震度6強以上の地震が発生した場合には、被害を確認し支障がなければ直ちに施設に参集し、利用者等の対応に当たるものとする。

## 備蓄及び整備の必要な食料・資機材等表一覧表

区分・	用途	品名
1、備蓄用食料品	地震直後および救援物資が届くまでの初期段階(概ね7日分)	カレーレトルトパウチ 缶詰・味噌汁・飲料水・ 長期保存米等
	経口摂取以外の食料	経管栄養食各種・ゼリー食の 素
	その他	簡易食器・調理用器具・燃料
2、救急用医薬品	衛生材料(概ね2週間分)	救急靴一式・イソジン手洗用 ウェルパス・消毒用アルコー ル・ヒビテン液・カット綿等
	医薬品(概ね2週間分)	服薬一式・消毒薬等
	その他	酸素吸入器・血圧計・聴診器 駆血帯・注射器(針)・ 吸引器(足踏み用)・ガードル
3、救急用介護用品	介助物品(概ね2週間分)	紙おむつカバータイプ 尿取りパット・はくパンツ 紙おむつフラットタイプ 使い捨て清拭ペーパータオル (ウェットティッシュ大判) 等
	日用品(概ね2週間分)	ペーパータオル ペーパーエプロン ごみ袋等
	介護用品(概ね2週間分)	ナイロン手袋 アルコール・ウェットティッシュ (消毒効果用)等
4、情報通信機器	小型ラジオ・メガホン・携帯電話等	
5、照明	懐中電灯・マッチ・ローソク・発電機・予備電池等	
6、移送	車椅子・リヤカー・ローブ・ヘルメット等	
7、備品	ポリ容器・筆記用具・ポリタンク・ガソリン(発電機燃料)等	
8 災害用設備	備蓄用倉庫・消火器等	
	スコップ・シャベル・カナヅチ・鋸・くぎ・針金・つるはし テント・ブルーシート等	

## 地震防災活動隊

班名	担当者 ◎は班長	主な役割
隊長	施設長	地震防災業務の適切な実施を図るため、地震災害応急対策を遂行する。地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。
副隊長	副施設長 (補佐：事務員)	隊長を補佐するとともに、地域住民や近隣の社会福祉施設と共同した救援活動、ボランティア受け入れ体制の整備・対応を行う。また、マスク等からの取材への対応やマスク等への情報提供を行う。
情報班	◎特養主任相談員 居宅線管理者 居宅支援職員	地震発生後直ちに市町村災害対策本部、消防署、警察署などと連絡を取り、正確な情報入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ隊長に報告し、各班に隊長の指示を連絡する。
消火班	◎特養介護職員 デイ介護職員 みなみやま職員	地震発生後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期するとともに、発火の際には消火に努める。また、施設設備の損壊状況を調査し、隊長に報告する。
救護班	◎特養介護主任 介護職員 生活相談員 看護職員全員	負傷者の救出、応急手当及び病院などへの移送を行う。また、家族へ利用者の状況を連絡する
安全指導班	◎生活相談員 施設介護職員全員 デイ介護職員全員 みなみやま職員全員	地震発生後直ちに利用者質の安全確認を行うとともに、隊長の指示に従い、利用者に現在の状況を連絡し、不必要な不安動揺を与えないようにする。又、隊長の指示ある場合には、利用者を避難場所に避難させさせ介護する。家族が直接施設又は避難所に利用者を引き取りに来た場合、利用者の引継ぎを行う。
応急物資班	◎栄養士 調理員 委託業者	食料、飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出し、飲料水の供給などを行う。

【別紙5】

### 地震防災対策チェック表

実施事項	注意情報発表時適否	措置	警戒宣言発令時適否
転倒防止対策は			
階段・通路の障害物の除去は			
棚等からの落下物の防止は			
火気使用器具の停止は			
ガスボンベ等の固定は			
発電機の燃料は十分か			
主要出入口の開放は可能か			
飲料水の確保は			
非常食料品の確保は			
医薬品、衛生品の確保は			
生活必需品の確保は			
消火器の確認は			

注意情報発表時	点検完了日時	
	点検者氏名	
警戒宣言発令時	点検完了日時	
	点検者氏名	

## 施設内放送文例

### ① 東海地震注意情報が発表されたとき。

「御来所並びに入所者の皆様に東海地震に関連する情報をお知らせします。

ただ今、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。

この東海地震注意情報は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが東海地震に結びつく可能性が大きいと思われる時点で発表されます。

今後、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。」

### ② 警戒宣言が発令されたとき。

「御来所並びに入所者の皆様にお知らせします。本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海情報に関する警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は〇〇日以内（又は数時間以内）に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えています。入所者の皆様は、職員の指示に従い、落ち着いて行動されるよう、御協力をお願いします。職員は、あらかじめ定めた地震防災応急計画に従って直ちに警戒体制に入り、地震防災隊の指示を待ってください。

なお、今後の情報は分かり次第、お伝えします。」

### ③ 警戒宣言が発令された後の詳しい情報。（緊急通報である旨をチャイムで繰り返し流す。）

「入所者の皆様にお知らせします。さきに発令された警戒宣言の詳しい内容が判明したのでお知らせします。

震源域は……で、震度は……と伝えられています。たとえ、地震が起きてもあわてないことです。その際、入所者の皆様は毛布などをかぶり、ベッドの下に伏せるか、しっかりした壁に身を寄せて揺れの静まりを待ちましょう。もし、避難の必要が生じた場合には、担当職員が誘導します。個人の勝手な行動は危険があり、混乱を招くので、必ず職員の指示で行動してください。」

### ④ 入所者の避難及び救出をするとき。

「〇〇〇棟避難誘導班に緊急連絡。…繰り返す…。〇〇〇棟避難開始！△△△避難所へ誘導してください。…繰り返す…」

「総括班に緊急連絡。…繰り返す…。施設内に残留者がいないか確認の上、報告してください。…繰り返す…」

【別紙7】

休日夜間時の緊急活動

	任務
事務当直者	1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡体制の確認 3 外来者の対応 4 地震防災隊各班との連絡調整
宿直者	1 火気等の遮断の確認 2 消防設備の点検 3 非常用電源の点検 4 危険物の点検
介護職員等	1 非常口の確認 2 避難器具の設定 3 避難路上の障害物の排除

【別紙8】

地震発生後チェック表

実施事項	適否	措置
ガス漏れ箇所はないか		
漏水箇所はないか		
油漏れはないか		
LPGボンベの固定は		
電気配線、器具に異常はないか		
発電機の機能は良いか		
階段、通路の障害物はないか		
主要な出入口の開放は良いか		
建物の損壊等危険箇所はないか		
窓ガラスの破損等危険箇所はないか		
屋外看板等に危険箇所はないか		

点検完了日時	
点検者氏名	

【別表】

点検整備分担表

対象物	点検事項	点検担当者
建築物等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の耐火性及び耐震性(構造、内装、防火区画等)に異常がないか</li> <li>・ 建築物の基礎・土台が老朽化していないか</li> <li>・ 外壁又は内壁に亀裂による落下の恐れがないか</li> <li>・ 出入口、廊下及び階段に転倒するおそれがあるもの又は落下するおそれのあるものがないか</li> <li>・ 照明器具、時計等は固定取付されているか</li> <li>・ 防火扉の破損又は作動状況はどうか</li> <li>・ 機材及び設備が震動で倒壊するおそれはないか</li> <li>・ 安全な避難経路が確保されているか</li> </ul>	
火気使用設備器具関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気使用設備(ボイラー、ガス関係設備、湯沸所等)、火気使用器具(炊事器具、暖房器具及び電気器具全般)の安全性及び耐震性はどうか</li> <li>・ 火気使用設備などは転倒又は落下しないか</li> <li>・ 火気使用器具の台座が安全になっているか</li> <li>・ 周囲から転倒又は落下するものはないか</li> <li>・ 火気使用設備器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか</li> <li>・ ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか</li> </ul>	
危険物等施設関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貯蔵位置、貯蔵量及び取扱状況(漏れ、あふれ又は飛散)の適否及び可燃物放置の有無</li> <li>・ 高架タンク等が落下又は転倒の恐れはないか</li> <li>・ 油タンク等からボイラー又は自家発電装置へ送油する配管に異常はないか</li> <li>・ 火気使用設備と燃料タンクの防火区画はよいか</li> </ul>	
消防用設備等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火器等が指定された場所にあるか</li> <li>・ 消火器が震動で転倒又は落下し、損傷を受けることはないか</li> <li>・ 避難器具、誘導設備、消火栓及び火災報知器の管理はどうか</li> <li>・ 放送設備及び警報器の非常電源は確保されているか</li> </ul>	
電気設備系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電灯及び動力配線の状況はどうか</li> <li>・ 電気を動力とする機械器具の状況はどうか</li> </ul>	